

再犯防止のための取り組みの推進について ～「誰一人取り残さない」安心できる社会の実現に向けて～

埼玉りそな産業経済振興財団 主任研究員 青木 淳子

2026年現在、全検挙者数の約半数を再犯者が占めている。犯罪の発生を防ぎ、安全・安心な暮らしを守るためには再犯防止が重要であるという認識のもと、国及び地方公共団体では再犯防止推進計画を策定し、関係機関や民間企業・団体、多様な協力者等と連携しながら様々な取り組みを進めている。

はじめに

わが国の刑法犯認知件数は戦後長らく年間約140万件で推移してきたが、1996年から2005年まで増加の一途をたどった。このような状況に危機感を覚えた政府は、国民の安全・安心な暮らしを守るべく、2003年から犯罪対策閣僚会議を開催し、犯罪発生抑止のための調査、検討を重ねた。

その過程において、刑が確定した犯罪者のうち約3割を再犯者が占め、全犯罪件数の約6割が再犯者によるものであることが明らかになり（1948～2006年のデータ）、再犯者の減少が重要な課題として認識されるようになった。犯罪をした者の中には、高齢者や障がい者、疾病や薬物依存、貧困や家庭機能不全等の生きづらい事情を抱える者が多く、円滑な社会復帰に失敗して再犯に至る者も

少なくない。

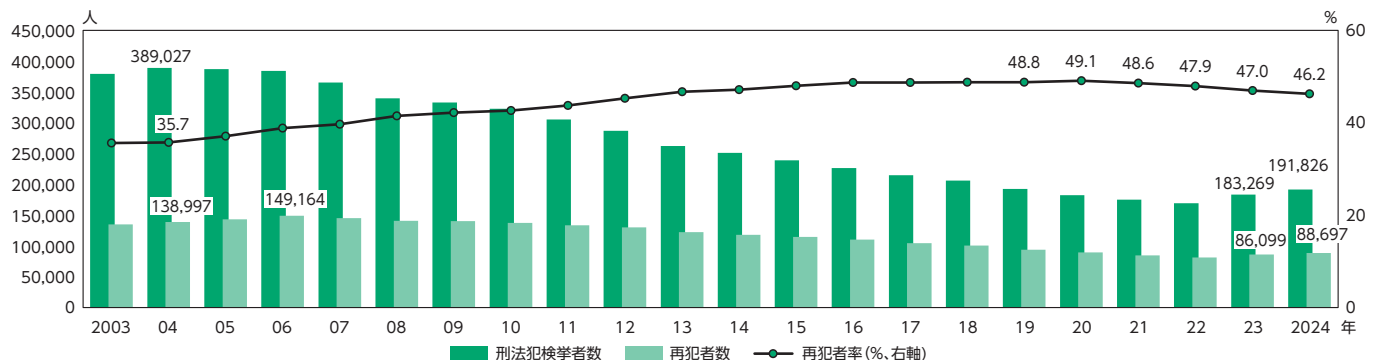
こうした実態を踏まえ、再犯防止推進には、司法関係機関だけではなく、地方公共団体や民間企業・団体等とも連携した支援が必要不可欠という認識が共有されるようになり、2016年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「再犯防止推進法」と略）が制定、同月に施行された。

本稿においては、国や地方自治体における再犯防止のための取り組みや推進計画の策定状況、再犯防止を進める上での課題についてみていきたい。

再犯者の状況

刑法犯検挙者数は2004年に38万9,027人で戦後最多となった。同年の再犯者数は13万8,997人、再犯者率は35.7%であった。当時から、刑法犯に

刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率の推移



(注)・「再犯者」は刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙されたものをいう。

・「再犯者率」は、刑法犯検挙者数に占める刑法犯再犯者数の割合をいう。

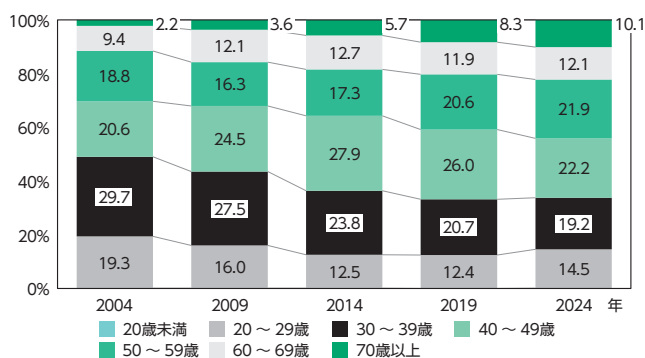
資料：法務省「再犯防止推進白書」

占める再犯者率の高さは大きな問題として認識されていた。その後、検挙者数、再犯者数ともに減少傾向に転じるが、再犯者率は上昇傾向となり、2012年以降は40%台後半で推移している。

近年の傾向をみると、2022年までは検挙者数、再犯者数ともに長く減少し続けていたが、2023年以降は増加に転じている。新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行により、人流が回復したことが要因の一つとしてあげられる。そのほかにも、SNSやインターネットを起点とする新たなタイプの犯罪が発生していることなどの影響もあるとみられる。

次に、再犯者の背景をみていきたい。下のグラフは受刑者の年齢構成の推移を表している。2004年と2024年を比較すると、70歳以上の割合は2.2%から10.1%に、50代以上の割合は30.4%から44.1%へと増加し、高齢化が進んでいる。刑期を終えて社会復帰する時点で、住居の確保や医療・介護等のケア等の支援につなげる必要性のある人が多くいることが想定される。国の「第二次再犯防止推進計画」には、高齢者の2年以内再入率^(注1)は他の世代に比べて高いことが記載されており、高齢の出所者に対して一層の配慮が必要であることがうかがえる。

年末在所受刑者の年齢構成の推移

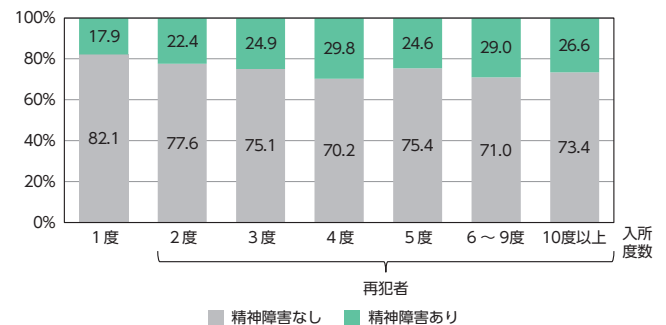


(注) 年末在所受刑者…その年の12月31日時点で刑務所・拘留所などに収容されている受刑者
資料：法務省「矯正統計」をもとに作成

入所者の精神障害^(注2)の状況についてみると、初犯者(入所度数＝1度)の「精神障害あり」の割合

は17.9%であるが、入所度数2度以上の再犯者は、いずれの度数でも何らかの精神障害を有する人の割合が2割以上となっている。特に、精神障害の区分の中でも「精神作用物質使用による精神および行動の障害」の割合は入所度数の多さに比例して高くなっており、薬物犯罪等の再犯防止の困難さがうかがえる。

入所度数別－新受刑者の精神判断における精神障害の有無



(注) 2024年
資料：法務省「矯正統計」をもとに作成

また、安定した社会生活を営むための基盤となる適当な住居や就労が確保できない状況にある人が多いこともあげられる。

2024年の「矯正統計」(法務省)によると、新受刑者の16.0%は住居不定となっている。また、再入受刑者の再犯時の職業を調べると、72.7%が無職であったことが明らかになっている。

再犯防止推進計画の策定状況と 地方公共団体における再犯防止施策の概要

再犯防止推進法の第7条では政府に再犯防止推進計画の策定を義務付け、第8条では地方公共団体に再犯防止推進計画策定を努力義務としている。本項では、国、都道府県、市町村の再犯防止推進の取り組みの概要についてみていく。

①国の取り組み

2016年施行の再犯防止推進法に基づき、国は2017年12月に第一次の再犯防止推進計画を、2023年3月に第二次再犯防止推進計画を策定した。

再犯防止推進計画に位置付けられている5つの

(注1) 2年以内再入率…各年の出所受刑者人員のうち、出所年を1年目として、2年目の年末までに再入所した者の人員の比率をいう。
(注2) ここで記載する「精神障害」には、知的障害や人格障害、発達障害、精神作用物質使用による精神及び行動の障害などが含まれる。

基本方針は、再犯防止のための施策の方向性を端的に表している。簡単にまとめると、①「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、再犯防止施策を総合的に推進、②切れ目のない指導及び支援を実施、③犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施、④犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、効果的な施策を実施、⑤再犯防止の取り組みの広報などにより、広く国民の関心と理解を醸成、と謳われている。

このほかにも、再犯防止推進の目的を同じくする法律の改正等も進められてきた。

2025年6月施行の改正刑法では、従来の懲役及び禁錮が廃止され、新たに拘禁刑が創設された。改正法のもとでは受刑者の年齢や特性に応じて刑務作業の要否が判断され、必要に応じて社会復帰のための更生プログラム(教育・職業訓練・指導等)を柔軟に実施することができるようになった。

さらに、2025年12月には、保護司の担い手確保、活動環境の改善、安全確保等を目的とした改正保護司法が施行となった。

②都道府県の取り組み

都道府県及び指定都市における再犯防止推進計画の策定状況については、2025年4月1日現在、全国すべての都道府県及び指定都市で策定済みである(法務省調べ)。地方再犯防止推進計画は国の計画を勘案して策定されており、現在では第二期、第二次計画を策定済みの自治体も多い。

都道府県の施策としては、広域調整や人材育成、指導、情報提供など市町村への支援、市町村では実施が難しい取り組み等を行っている。

埼玉県の施策の一例をあげると、地域生活定着支援センターにおいて、福祉的な支援を必要とする人に矯正施設入所中から釈放後まで一貫して

相談を行うなどの支援を実施している。また、住居確保支援策として、セーフティネット住宅(低額所得者や更生保護対象者等の入居を拒まない住宅)の登録促進や県営住宅の提供を行っている。

さらに、市町村では対応が難しい取り組みとして、薬物依存症を抱える者への治療やストーカー犯罪、DV犯罪、性犯罪等の加害者への再犯防止プログラム提供等、専門家の支援を必要とするものがある。これらの治療や再犯防止プログラム等を、関係機関や医療機関、民間団体や国などと連携しながら提供している。

そのほか、再犯リスクが高い者は少年時に非行歴があることが多く、高等学校中退率も高い傾向がみられることから、非行防止や非行少年の立ち直り支援、修学支援等の取り組みを行っている。

③市町村の取り組み

市町村における再犯防止推進計画の策定状況をみると、近隣都県における策定済み市町村数は次の表のとおりである。

関東1都6県の市町村における推進計画策定状況

都県名	策定済み市町村数	策定率
埼玉県	43	68.3%
茨城県	15	34.1%
栃木県	14	56.0%
群馬県	27	77.1%
千葉県	17	31.5%
東京都	40	64.5%
神奈川県	25	75.8%

(2025年4月1日現在)

資料：法務省「地方再犯防止推進計画の策定状況」(法務省HP)

なお、埼玉県の市町村については2026年4月1日現在、上記の表の時点よりも策定済の自治体が増えて、51市町(策定率：81.0%)となっている(当財団調べ)。策定状況の内訳をみると、独立計画として策定しているのは2市、地域福祉計画等に包含して策定しているのは49市町であった。

市町村計画の内容をみると、円滑に社会復帰を図るための就労支援や住居確保支援、高齢者や障がい者などケアを必要とする人を医療・福祉サー

ビス等につなげる支援、更生保護や非行防止に取り組む民間の団体や協力者等との連携、広報・啓発活動を通じた犯罪防止や更生活動への理解促進等の施策が位置付けられていることが多い。上記施策は地域で提供されるサービスと密接な関係を持つため、地域福祉計画等と一体的に策定する自治体が多いとみられる。

地域における更生活動の中心的役割を担っている存在として、更生保護ボランティアである保護司や更生保護女性会、BBS会がある。BBS会は、生きづらさを抱えるこども・若者や非行少年の立ち直り支援等を主な活動内容とする青年ボランティア団体である。

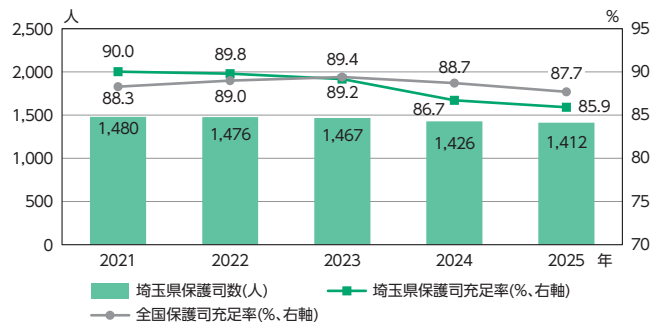
再犯防止への取り組みを進める上での課題

再犯防止への取り組みを進める上での最も大きな課題は、再犯防止推進に関する理解促進が進んでいないことであろう。ある地域の再犯防止推進協議会の議事録を見ると、自治体の福祉支援の相談窓口で支援を断られた事例等が報告されており、国から地方公共団体に至るまで再犯防止推進計画を策定していても、その計画が広く浸透しているとは言い難い現状がみられる。

また、更生保護活動の中心ともいえる保護司の高齢化や人材確保の困難さも課題の一つといえる。2025年における全国の保護司充足率は87.7%、ここ数年8割台が続いている。埼玉県の保護司充足率は2021年以降減少し続けており、2025年には85.9%と全国の数値を下回っている。改正保護司法の施行などにより、活動環境の改善や適任者確保のための体制整備等更生保護活動における機能の充実が図られているが、その効果が表れるのはまだ先のこととみられる。

薬物依存症や性犯罪、ストーカー・DV等の加害

埼玉県の保護司数及び保護司充足率の推移



(注) 各年1月1日現在
資料:「さいたま市第2期再犯防止推進計画」をもとに作成

者に対して行われる治療プログラムや再犯防止プログラムに関する課題もある。このような再犯防止プログラムには一定の効果があるという検証結果も得られているが、刑期満了後や起訴猶予などで刑事施設に入所しなかった人の中には、受診・受講を拒否する人も少なくない。プログラムの指導担当者の人材育成・確保も課題の一つである。

ここであげた事項は課題の一部であるが、再犯防止の効果を上げるには、再犯防止推進に関する理解促進を図り、推進計画の実効性を確保することが喫緊の課題である。

おわりに

犯罪の加害者の生きづらさを解消したり、一人ひとりの特性に合わせた支援や更生プログラムの提供等、犯罪をした者への手厚い支援よりも、被害者の人権尊重や被害者支援の方が重要であるという声上がることは理解できる。しかし、再犯防止推進が最終的に目指すところは、いかにして犯罪や非行を未然に防ぎ、「私たち」が安心して暮らせる社会という未来を手にするかどうかということである。

そのためにも、司法機関や更生保護に関わるボランティアなど限られた人たちだけでなく、私たち一人ひとりがより高い関心を持って、自分ごととしてこの問題を考えていく必要がある。